

Title	板倉圭佑君学位請求論文審査報告
Sub Title	
Author	
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	2024
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.97, No.11 (2024. 11) ,p.128- 141
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	特別記事
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20241128-0128

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

副査	慶應義塾大学名誉教授	三木 浩一
博	士(法学)	
副査	慶應義塾大学大学院法務研究科教授	川嶋 隆憲
博	士(法学)	

板倉圭佑君学位請求論文審査報告

一 論文の構成

板倉圭佑君が提出した博士学位請求論文『ジャック・デリダと欲待の権利をめぐる思考』の構成は、以下の通りである。

序 論 いま欲待を思考すること——本研究の目的と構成

第一章 脱構築と思想史——抑圧されたものの思想史に向けて

第一節 脱構築的介入を試みるために

第二節 ジャック・デリダにおける歴史概念

第三節 脱構築と思想史——歴史、意図、コンテクスト

(1) デリダへの批判と初期スキナーの方法論

(2) 意図とコンテクストをめぐる目的論——デリダのオースティン読解

(3) 小括——エクリチュールと出来事

第四節 脱構築と思想史——その交錯地点

(1) なおも解釈することの必要性

(2) 「一貫性の神話」をめぐる

第五節 いかにして言説に介入するか——脱構築の思想史

第二章 戦争と友愛のはざま——ジャック・デリダと政治的なもの

第一節 友愛の系譜に介入する——「政治的なもの」について

第二節 政治的なものの再興——シャンタル・ムフを頼りに

第三節 死にゆくものと生き残るもの——友愛のエクリチュール

第四節 戦争と友愛、あるいは戦争と平和について
(1) 戦争と友愛と——カール・シュミットとジャック・デリダ

(2) 戦争と平和についての試論——デリダ『アデュー』に寄せて

第五節 政治的なものの思考を絶やさないために

第三章 永遠平和と歓待の権利——カント歓待論をめぐる

る読解

第一節 友愛から歓待へ

第二節 イマヌエル・カントの歓待論——その構造と基礎

(1) 歓待の権利の普遍化
(2) 歓待の権利の基礎づけについて

(3) 客人の権利と植民地主義批判について
第三節 カント歓待論の諸問題

第四節 歓待の限界を問う——カント歓待論を読むデリダ

第五節 歓待と平和の結び合い
第四章 ジャック・デリダと歓待の権利

第一節 ジャック・デリダの歓待論——条件付きの歓待と無条件な歓待

第二節 無条件な歓待という掟——あるいは歓待における他律に関して

(1) 無条件な歓待の義務とレヴィナスへの参照
(2) 主人と客人をめぐる転倒——「人質」に関して

第三節 構造としての無条件な歓待——無条件な歓待と条件付きの歓待の交渉

(1) 無条件な歓待という構造

(2) 無条件な歓待から条件付きの歓待へ

(3) カント歓待論の検討再び

第四節 歓待をめぐる政治的思考

(1) 無条件な歓待の意義

(2) 本国送還なき帰化なき居住の権利

第五節 カントとともに、カントに抗して

第五章 回帰する都市と主権——新たな都市の連帯をめぐる

第一節 歓待の場を確保するために

第二節 都市の危機／都市への期待

(1) 都市の危機から都市への期待へ

(2) 避難都市への期待

第三節 避難都市に対する省察

第四節 回帰する都市の主権——デリダの主権論をめぐって

(1) 都市の主権への省察

(2) 都市国家から街路都市へ

第五節 新たな都市の連帯に向けて

終章 われわれの名において、あるいは他者の名において

第一節 歓待の問いから民主主義の問いへ

第二節 創設行為における自律の問い

第三節 われわれの名において、あるいは他者の名において

(1) 固有名から別の固有名へ——固有名ものの置換可能性について

(2) 他者の固有名に従うこと——代表制の不可能性

第四節 結論——来たるべき歓待に向けて

二 内容の紹介

本論文が、古今東西広く見られる歓待 (hospitality, *hospitalité*) についての、そしてジャック・デリダについての研究であると序論において規定した板倉君は続けて、イマヌエル・カントの歓待論をめぐるデリダの議論が主要な考察対象になることを明言する。

今日もなお、異人が正当に迎え入れられる歓待の権利を、そして当該権利と深い関係のあるコスモポリタニズムを基礎づける強力な範型になっているのが、カントの一九七五年の著作『永遠平和のために』である。それゆえ、このカントのテキストをデリダがどう読んだかを分析することを

通じて、特に欲待論に関して、後者が前者の批判的継承者として位置づけられるべきことが論証できるはずである。と同時に、ここでの分析はまた、欲待論という表現を採った、デリダにおける政治的なものを浮かび上がらせる試みにもなるはずである。

第一章では、デリダがテキストを読み解く手法の再確認がなされる。デリダを語るとき、人は「脱構築」というキーワードに訴える。ではその脱構築は、思想史研究や歴史的なテキスト／コンテキストの理解に対しても、有効性を発揮するのであろうか。

ここでまず板倉君が取り上げるのは、デリダの「歴史」概念である。西洋に伝統的ともいえる直線的かつ目的論的な歴史理解に対してデリダは、「出来事」というものが帯びる時間性を重視した。「出来事」の無定型的な性格は、脱構築の思想家が好むものであろう。けれども、このとき問題になるのは、目的論を拒絶しようとする歴史理解が果たして思想史を構成し得るのか、という論点である。ここでの問いに答えるべく板倉君は、クエンティン・スキナーによるデリダ批判に着目して、むしろ脱構築と思想史研究との近縁性を明らかにする。たとえばジョン・オースティン

ンの言語分析を吟味するなかで、スキナーは、テキストの意味が意図とコンテキストによって規定されることを重視する。デリダはこれに対して、オースティンの所説の中に、意図にかかわる目的論が引き継がれている、と批判的に指摘するが、こうした批判はオースティンを援用するスキナーにもあてはまるといえる。

とはいっても、デリダの議論が過度な相対主義や歴史修正主義を誘発するわけではないことに、板倉君は注意を促す。たとえばテキストに対して、デリダは「最小限の読解」が加えられることを否定はしない。思想史に脱構築的に取り組むにしても、まずそのテキストがいかなる意味を獲得しているのか、明らかにしなければならないからである。むしろ、それがなされてはじめて、安定化させられたテキストの意味内容の中に、安定化に際して排除され抑圧された要素を読み込みなおす作業が可能になるであろう。

そして、ここまで来て私たちはあらためて、意図やコンテキストによって安定化させられたテキストを相対化しようとするデリダの姿勢が、「一貫性の神話」を批判するスキナーのそれと多分に重なるものであることに気付かされる。スキナーの方法論と脱構築的な思想史のあり方との距離は決して遠くないのである。

けれども板倉君は、スキナーとデリダの近似性を指摘して終わるわけではない。脱構築の第一義的な関心は、意図やコンテキストがそもそも有する規定性にも批判を及ぼすことにあるからである。それゆえデリダは、あらゆるシステムや制度による安定化の構造に介入し、そこから排除され抑圧されたものを読み込みなおすような思想史を提唱し続けるであろう。方法論を扱った第一章はかくして、既存のヘゲモニーや権力関係に介入する、すぐれて政治的な批判性を有するデリダの姿を予告することになる。

直前で述べた脱構築的な思想史研究がデリダ自身によって試みられた例として、板倉君は『友愛のポリティックス』を位置づけたうえで、歓待研究に必要な政治概念の規定を第二章で試みる。

一九九四年に公開された『友愛のポリティックス』でデリダが取り組んだカール・シュミットの「政治的なもの」については、周知の通り枚挙に暇がない研究の蓄積がすでに存在する。その中で板倉君が特に注目するのは、シャントール・ムフのそれである。ムフ以来、シュミットのいう「政治的なもの」をめぐるのは、有名な友敵関係の読み解き方に関しても、少なくとも調和的・平和的モデルと不和的・

闘争的モデルが示され、今日もなお民主主義論を活性化させている。板倉君によると、デリダのシュミット読解を分析するに際しても、二つのモデルは有効な視座を提供してくれる。

本章ではまず、デリダの友愛論があらためて検討に付される。友愛はデリダによって、兄弟愛の軛から解放されることになる。といっても、常識的に考えても、友愛は同質性に依拠しており、友とは自己の似姿であり、生まれを同じくする兄弟として位置づけられるはずである。しかし、友愛を論じるデリダが重視するのは、不在の友である。つまり、西洋では古典期以来、死者への友愛を語る伝統があったことに着想を得たデリダは、死んで不在となった友に対する呼びかけが、敵に対する呼びかけにつながっているというメッセージを指摘し、これに対する私たちの注意を促す。

それゆえデリダは、シュミットを読解するに際しても、後者が政治的なものを定式化する中で生じた友と敵の区別のうちにも、致死にさらされるものに対する友愛の可能性を見出そうとする。つまり、同質性を尊ぶ兄弟愛と同一視されがちな友愛であっても、それが異質なものに対して開かれたいとは限らない。そしてこうした知見を延長するならば、平和と戦争、友と敵といった対立関係それ自体の脱

構築も、不可能ではあるまい。ここで得られた視座の有効性は、次章以降において、本論文が取り組む歓待と敵意との対立関係を相対化する際に発揮されるはずである。

上記のような方法論的および概念にかかわる予備考察をもとにして、歓待論が本格的に検討され始めるのが第三章である。

本章で板倉君はカントの歓待論を批判的に吟味し直す。

『永遠平和のために』において、カントは歓待の権利に考察を及ぼしているが、それは当該権利を「他国に一時的に入る」訪問の権利」と「他国で持続的に暮らす」客人の権利」とに分けることを前提にしている。そのうえでケーニヒスベルクの哲学者によるならば、歓待の権利が問われるのは、訪問の権利が行使されるときである。これに対して、客人の権利は、外国人を「家族の一員」とするもうひとつ別の特別な契約が交わされることを要件とする。このように歓待の権利が行使される事態にも区別を持ち込むようにすることの背景には、先住者の権利保護と植民地主義に対するカントの批判が関係している。そして、そのこと自体は賞賛に値すべきことなのかもしれない。

しかし、生活のために土地という空間を人間が保有し、

そこに所有権を設定することを、カントは自明視しすぎてしまったようである。そこから派生する問題は、特に歓待の権利をめぐる議論で明らかになる。というのも、カントの議論が所有権の存在を重視するため、これを保障する国家主権を問いた다는ことは、どうしても制約を被りがちになるからである。加えてカントには、国家という政治共同体を、民族の同質性に基礎づけていたことも確認できる。つまり、カントの考える歓待の権利とは、主権を有する国民国家のシステムと齟齬をきたさない限りで認められるものだったのである。

これに対して、板倉君によると、歓待を行う場としての土地をカントが重視しすぎたと見なすデリダは、所有権を始めたとした諸権利や政治制度が埋め込まれている土地に依拠することの少ない歓待のあり方を模索することになる。

たとえば、絶えず移動可能な空間における歓待の可能性をデリダは構想して、それを彼はテレテクノロジーと呼んだ。

本章の最後で板倉君は、カント的な歓待の権利の定式化から帰結される、もう一つの深刻な問題を指摘する。カントは、歓待の権利を認めた（ということは訪問の権利を認めた）外国人に対しては、平和的にふるまうことを要求し、それが適わぬ場合には、当該外国人を追い返すことができ

る、と主張する。ここに私たちが見出すのは、啓蒙の哲学者が欲待の権利を、友か敵かという主権の決定に条件づけているという事実にはならない。換言すれば、友とも敵とも区別することが不可能であるような、友と敵の決定可能性を考慮の外に置くことで、カントの議論は成り立っていたのである。そして、この決定不可能性に対する自覚が、カントとデリダを分かつことになる。

第四章では、ジャック・デリダの欲待論に対する本格的な考察が展開される。

彼の欲待論を構成するのは、「条件付きの欲待」と「無条件な欲待」という対概念である。前者は日常において実践されるような欲待であり、後者は訪問するものをいかなる同定もせず、無条件に欲待するものである。条件付きの欲待の代表的な例として、カントの議論をデリダが想定していることは、いうまでもない。

では、無条件な欲待とはいかなるものであるのか。まず、常識的に考えても、無条件な欲待なるものは、政治的な実践を超えた倫理的な規範だと見なされるであろう。事実、そう解釈する先行研究も少なくない。デリダその人もまた、エマニュエル・レヴィナスの「主体は人質である」という

定式化に着目し、欲待における「客人が主人の主人となる」ような転倒した事態を、この命題は示唆しているのだという。ここでデリダはレヴィナスに倣い、特に無条件な欲待がすぐれて他律的な性格を有するものであることを、強調しているわけである。

けれどもデリダは同時に、客人が主人を主人たらしめる存在でもあるとも理解している。そしてその理解を延長させるなら、他律が生じる瞬間は自律の生起する瞬間でもある。つまり大切なのは、無条件な欲待を単に規範的ではなく、主体や自律が生じ得る契機としても理解することだったのである。ここで板倉君は、無条件な欲待を過度に倫理に引きつけて読み解こうとする傾向に対して、マーティン・ヘグルンドが加えた批判の正当性を指摘する。無条件な欲待と条件付きの欲待は別々の規範を示すものではない。ヘグルンドに導かれつつ板倉君は、客人と敵とが、そして欲待と敵意とが転倒し倒錯する事態に対する、私たちの注意を促す。というのも、あらゆる条件付きの欲待においてさえ、無条件な欲待という他者に対する受容可能性は、そこに含まれているからである。換言すれば、友と敵とを区別することのできないような決定可能性を排除し、抑圧することは不可能である。ここにおいてカントの欲待論の

基礎づけは、その根底から掘り崩されることになった。

ただし、見落としてはならないのは、こうした無条件性があるからこそ、これを条件づけることに意味があり、事実それは可能だとする、デリダのもうひとつの認識である。したがって、ここでいう条件付けを具体的に言う政治的、法的なまろもろの権利や制度が人間にとって必要であることを、デリダは決して否定しない。むしろ、彼の所説からするならば、政治は必要不可欠なのであり、ここに板倉君描くところのジャック・デリダは俄然、政治哲学者としての姿を明らかにしはじめる。

たとえば、無条件な歓待が条件付きの歓待を生起させる単なる契機にすぎないのであれば、排外主義がそこから派生することを、この契機が排除することは困難になるだろう。それゆえ、無条件性に期待されるのは、安定化の契機に対する批判に他ならない。他者に対する開放性が無条件な歓待という仕方で担保されているからこそ、これらがいかに条件づけられていくのかが分析可能となるだろうし、その結果を批判的に検討することも可能になる。事実デリダは「本国送還なき帰化なき庇護権」を擁護していた。こうした権利の主張は、既存の市民権やコスモポリタニズムを問いたず機能を果たしていたのである。

以上、特に第三章と第四章で、歓待の権利にかかわるデリダの思惟が整理された。これを受けて第五章では、問題となっている権利の応用が論じられることになる。板倉君が着目するのはデリダの都市論であり、都市こそが国家に代わる新たな政治的主体として評価されることになる。

国家が市民を保護すべく境界を閉ざすのに対して、都市も同様に閉じられてはいる。けれども都市はまた、そこを行き来し、移動する人びとに開かれた場でもある。つまり、人びとを互いに結びつける紐帯という役割と、人びとを互いに分離するという役割とを担っているのが、デリダ見るところの都市であり、こうした特徴は歓待の権利にとっても重要な意味を持つ。

思えば旧約聖書以来、西洋には「逃れの街」という理念が存在してきた。他の政治共同体が定めた禁を犯した人びとをかくまう共同体がここで指示されているわけであるが、デリダによると、ここでの理念は庇護権の必要性を想起するとき、あらためて活性化されるに値するものであり、コスモポリタニズムにしても、かの理念の視点から読み直される必要があるとされる。事実、主権国家体制に固執していたカントとは異なって、デリダがコスモポリタニズム構

想を引き出すのは、逃れの街に由来する「避難都市」と、
 歓待にかかわる自治を行ってきた「中世都市」という西洋
 の二つの伝統である。

このとき、都市の「主権」という、デリダの議論と最も
 馴染みにくいと思われがちな語彙にも触れなくてはならな
 くなるが、板倉君はここでデリダが、無条件なものとの交
 渉において生じる主権のあり方を想定していることを指摘
 する。こうした主権は、国家をはじめとするあらゆる権力
 体に対して抵抗し、独立を維持するであろう。そして、国
 家に対して独立し、自律したものとして誰に対しても開か
 れているという無条件性を媒介にして主権の組み立て直し
 を行いうる都市こそが（そして大学が！）、私たちではな
 い誰か他者のための庇護を提供できるのだとされる。二〇
 〇九年以来、世界各地で行われてきた路上占拠による公的
 空間の脱構築は、その表れだと見なせよう。

庇護権を設定し維持するためにも、板倉君が分析するデ
 リダは主権を不可欠とする。しかしこうした主権はほかに
 もない、このような独立と開放性を維持するために要請さ
 れるのである。ただし、それでもコスモポリタニズム的な
 普遍主義のなかに持ち込まれるかもしれない、ナショナリ
 ズムの排他性に対して警戒を怠ってはならないことに、板

倉君は警鐘を鳴らして本章を閉じる。

終章では、歓待論と民主主義論との関係が問い直され、
 無条件な歓待が誘う別様の政治的生への期待が示される。

そもそも、不意に訪れてしまうような他者をいかにして
 民主主義論は対象化できるのだろうか。この問いに対して
 デリダは、固有名、署名、代表の構造から接近し、誰の名
 のもとに決断するかという、新たな問題を浮かび上がら
 せる。これは、政治的責任の次元についての議論をあらた
 めて引き起こすことになるであろうし、代表制民主主義論
 にしても、それは「来たるべき民主主義」論との関係から
 形成し直す動機を私たちに与えるはずである。

いずれにせよ、決定不可能なものとの計算可能なものとの
 あいだに交渉の余地が開かれること、ここにデリダの思想
 の法的・政治的意義は見出されるのである。

三 評 価

本論文は、ジャック・デリダの歓待論を精査することで、
 その政治的な射程を引き出そうとする意欲作である。その
 目的は大きく二つ提示されている。第一に「近現代におけ
 る歓待論のひとつの重大な範例をなすカントによる歓待の

定式を、デリダとともに検討しその基礎づけを問い直すこと」、そして第二に「デリダの歓待論の内実を明らかにし、そこから法的・政治的な示唆を取り出すこと」である。

ところで、特定の人物を対象にした研究をまとめようとするとき、往々にして人はすぐに本題に入りたくなるものである。ジャック・デリダという刺激的な思想家が相手であれば、そうした思いはなおさら強くなるはずであろう。しかるに板倉君は逸る思いを抑え、第一章で丁寧な脱構築的な思想史方法論を考察する。そしてそこでの知見を続く各章で一貫して実践してみせる。方法論と分析および所説の提示との有機的な融合を、本論文は示しているわけである。

通説的には反近代、反啓蒙的で非政治的とされてきたデリダの脱構築的テキスト解釈であるが、板倉君はそれが如何なる意味で政治性を持つのかをまず明らかにする。そもそも、脱構築的なテキスト解釈が抵抗するのは、直線的であれ、円環的であれ、目的論的構築物として歴史を描き出すことに対してである。しかるにデリダは、歴史を重層的で、差異を宿す、矛盾に満ちた実践系列として捉える。ただし、これは通俗的な歴史相対主義を意味するものではない。

い。そうではなく、テキストに相対的な安定性を与える構造をまず明らかにし、その構造を安定化させている条件が、その実は決定不可能なものであることを分析し、そこで（精神分析の用語でいうところの）「抑圧された」要素に息を吹き込むという手法が用いられているのである。

換言すれば、何によって言説が構築されているのかを明らかにしようとする「表の思想史」アプローチに対して、いかなる要素が排除、抑圧されることによってその言説が成立しているのか、そこにどのような政治権力的作用が働いているのかを明らかにする「裏の思想史」を描き出すとする。こうした脱構築的なテキスト解釈は、思想史研究のあり方そのものに反省を迫るであろうし、その実践者としてのデリダの姿を生き活きと浮かび上がらせた板倉君の記述には、評価が与えられてしかるべきである。

さて、本論文の目的の一つは「デリダの歓待論の内実を明らかにし、そこから法的・政治的な示唆を取り出すこと」に向けられていた。そして、この目的も板倉君は達成したといえるだろう。そのことは、本論文全体の中心となる第四章で展開された、デリダにおける「条件付きの歓

待」と「無条件な歓待」の関係の捉え直しに端的に示されている。

「無条件の歓待における倫理性が強調されるとき、同時にデリダ歓待論全体における政治的意義——そこには政治的实践に対するデリダの言及も含まれる——が見逃されてしまう可能性がある」と指摘されるように、寛容概念との対比からデリダの「無条件な歓待」の議論ばかりが目目され、結果的に歓待論全体を倫理的に受け取ってしまう誘惑は強い。そうした傾向に対して板倉君は「条件付きの歓待」の重要性を強調する。「無条件な歓待」の戯れを現実のレベルで受け止め、これを安定させようとする「条件付きの歓待」への注目とは、政治学徒ならではの視点であり、審査員は皆これを評価した。

つまり板倉君は、デリダが論じている（ヘーゲルにおける主人と奴隷の弁証法を想起させる）主人と客人の関係に、つまり主人が主人となるためには必然的に客人を必要とするという関係に注目したうえで、「無条件な歓待」がまずもって私が他者に先取りされているという主体の構造についての記述であることに、注意を促した。そしてそのうえで、「無条件な歓待」が倫理的義務や規範的命令ではないこと、しかしこの「無条件な歓待」なくしてはいかなる歓

待も構想不可能であり、またそれなくしては「条件付きの歓待」の条件すら規定できないことを、板倉君は強調する。

なるほど、形式論理的に考えても、相手を選ばず迎えられるという無条件さがまず先行しなければ、現実には誰をどのように受け入れるのかという条件を決定する倫理・道徳・法・政治の領域の問題は発生しない。「無条件の歓待」と「条件付きの歓待」を二者択一的に考えることは、歓待論のアクチュアリティを著しく弱めていたのである。これに対して、歓待について先駆的に論じていたカントは「無条件な歓待」が敵意に転じてしまうことを危惧して、友と敵の決定不可能性そのものを抑圧・排除し、「条件付きの歓待」である訪問権に歓待を限定した。しかるに、こうした条件の固定化は来訪者に国内法の遵守を強制するのみならず、その来訪者を保護しようとする市民をも犯罪者にしたてあげることにつながる。

現代フランスで問題になっている移民排斥運動に抗して、「恥よりも触法を、そして不正義よりもあえて罪を選ぶ」としたデリダが市民的不服従という政治的实践に対して踏み込んだ発言をしたことは有名だが、この「非政治的」だと称されることもある思想家の実践は、本国送還も帰化もない庇護権の、すなわち国家主権に依存しない異邦人の居

住の権利の承認という特殊政治的な課題を、私たちに再考させてやまない。そしてその意味でも、グローバル化が叫ばれ、政治共同体を人が移動することが常態化した今日、板倉君の論考は、移民や難民をめぐる喫緊の課題に対して、重要な論点を提示しうるものだといえよう。

このように、骨太の問題意識のもとに優れた考察が散りばめられた論文ではあるが、そこには、板倉君に更なる検討を促したい点がないわけではない。

まず、本論文はデリダの思想解釈と歓待をめぐる政治思想史という二つの主要テーマを追求しようとする試みである。「その意気や良し」とは審査員一同するものの、結果として二兎を追うことによってデリダ論としても歓待思想史研究としても中途半端に終わってしまったている感も払拭できないのである。デリダ論としては、一九五〇年代から六〇年代にかけて展開されていたデリダの初期の著作に対する言及がほぼなされていないし、歓待をめぐる思想史としても、議論はほぼカントとデリダの対比に終始している。歓待論の歴史において、カントとデリダが占めている地位について、もう少し丁寧な説明があってもよかったはずである。

また、本論文では結論部において、それまでの考察が民主主義論としてまとめ直されていた。ここでも参照されるデリダのテクストは論文「アメリカ独立宣言」であり、そこから「固有名の不可能性」と「代表の不可能性」のあいだに、開かれた民主主義の可能性を板倉君は見出そうとする。しかし、審査員の一人が戸惑ったのは、結論部で示されるこの民主主義論が、どのように本論文の主題である歓待論とかわわっているのか、ということである。「他者に開かれた民主主義」ということであれば、この結論に到達するために、歓待論を経由する必要があったのだろうか。

そもそも、デリダの民主主義論については「来るべき民主主義」をはじめ、すでに数多く議論が存在している。しかしその理念をより現実的なレベルでどのように受け止めるかについては、いまだ決定的な説明は示されていないように思われる。こうした曖昧模稜とした研究の現状にあって、本論文が取り組んだ歓待論、あるいは「条件付きの歓待」を踏まえると、一体どのような読解が得られるのであろうか（たとえば都市の連帯やインターナショナルにかんする議論を、民主主義論として展開することもできたのではないか）。歓待論を経ることでは引き出し得ないデリダの民主主義論を示すことができれば、本論文の意義はい

つそう明白になったはずである。

デリダの思想に対する批判的吟味がやや乏しいのも残念なところである。本論文ではデリダの議論の重要性和妥当性をもつばら紹介されているが、その不十分さについても、もっと批判的検討がなされてよかったのではないだろうか。たとえば、審査員の一人は、主権を有する国民国家のオルタナティブとして、デリダによって（そして彼に従う板倉君によって）都市が提案されていることに対する疑念を、やはり払拭できなかった。

西洋には、自給自足の度合いで共同体の価値を順位づける伝統が存在する。子孫を残すだけでなく家同士の団結の必要を人類が覚えたからこそ、家族よりも村邑が重んじられ、単に生きるだけでなく善く生きる必要が覚えられたからこそ、村邑ではなく国家が究極目的を担っているとされる。アリストテレスが『政治学』の冒頭で述べたところである。

古代ギリシアの哲学者による、共同体の価値の序列に私たちが賛同する必要はないにしても、人間の欲望がここまで多様になった現在にあって、人びとが国家に求めてきた欲望の充足を都市は担いうるであろうか。そして、来訪者

もまた欲望の主体ではないのだろうか。国家による欲望の充足でも限界が生じていることを示す言葉が「グローバル化」なのだとしたら、デリダの都市論とそこに可能性を見出す板倉君の所見は、やはり楽観的に過ぎると思われるのである。

最後に形式的なポイントを指摘しておく。

本論文において、仏語圏のデリダ研究がどれだけフォロイされているのかという点で、やや物足りなさを覚えた。引用文献はほとんど英語圏と日本語圏のもので占められているし、先行研究の参照や言及に際しても日本語の文献が多いようにも感じられるのである。博士学位申請論文では国際的にも通用する水準が求められる。そのため、英仏の未邦訳の文献も一通り踏まえた議論であることを、板倉君はもっと明確に示す必要があったのではないだろうか（ただし、この同じ理由から、板倉君が未邦訳のデリダのセミネールについて引用・検討している点は評価に値する）。

参照テキストということでは、邦訳のある外国語文献であっても、オリジナルテキストを参照することが行われていないように思われる箇所が若干存在した。その結果、引用されている日本語訳それ自体が妥当なものであるかど

うかの検討が、十分になされたとは言い難いのである。訳文を使うにしても、基本的には原文にあたつて確認をしておくのが学術論文執筆者に求められる姿勢であろう。

以上、本論文に対して肯定的評価を受けるべき点と課題となる点を指摘してきた。ただし、課題となる点にしても、それらは、全体としての本論文の価値を損なうものではなく、板倉君が研究者として更なる成長を示してくれることを期待して挙げたものである。

したがって審査員一同は、本論文が政治思想にかかわる学術的価値の高い業績であると判断し、ここで示された板倉圭佑君の学識が、博士学位（法学、慶應義塾大学）を授与するに値する旨を報告する次第である。

二〇二四年六月二二日

主査	慶應義塾大学法学部教授 法学研究科委員・博士（法学）	田上 雅徳
副査	慶應義塾大学名誉教授	萩原 能久
副査	立命館大学法学部准教授	山本 圭
博 士（学 術）		